

平成29年度 社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会 事業計画

本年度より、社会福祉法人制度改革と福祉人材確保の促進を柱とする社会福祉法の一部が改正、施行され、東大阪市社会福祉協議会は、高い公益性が求められる社会福祉法人として、経営組織のガバナンス強化や事業運営における透明性の向上を進めるとともに、地域福祉の推進を目的とする団体としての特性を発揮し、他の社会福祉法人等との協働による公益的な取り組みを推進していく。当協議会は、「新・地域福祉活動計画スクラム'18」(H26~30)を活動指針とし、市民をはじめ、福祉団体、自治会等の地縁組織、社会福祉施設、ボランティア・NPO、関係機関などと連携を図りながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、行政とともに積極的に地域の福祉課題の解決に向け、取り組んでいく。

近年の急速な高齢化に伴い、その地域に見合った介護や医療、生活支援サポート及びサービスが求められており、介護・医療ケアの供給が不足している中で、これまでのあり方を根本的に見直し、一人ひとりにあった最適なサポートをナビゲーションしていくため、地域包括支援センターが中心となりその役割を担って行く。

当協議会の2つの基幹型地域包括支援センターは、現在進行中である「地域包括ケアシステム」における中核機関として、介護・医療機関や、NPO・地縁組織等、また他の地域包括支援センターと連携・協働を図り、基幹型としての十分な機能を発揮しつつ、先駆的なシステム構築へ向けた取り組みを進めていく。

高齢者地域支え合いセンター事業においては、介護予防活動や高齢者の安全確保及び安否確認など、地域や企業、関係機関等とさらなる連携を図り、高齢者を地域全体で見守る体制と高齢者が地域福祉活動等に積極的に参加できる仕組みを強化、推進していくとともに、この取り組みが広く市民に周知され、理解していただけるよう啓発活動や情報提供を行っていく。

日常生活自立支援センターでは、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービス等を希望している方の待機期間の解消や効率的な事業実施に努めていくとともに、市民後見推進事業では、市民後見人の育成や活動支援及び情報の提供などにより、積極的に事業体制の充実を図っていく。

また、これまで進めてきた小地域ネットワーク活動やボランティア・市民活動の推進、保育園および老人センターの運営など、なお一層、地域に密着した活動に取り組んでいく。

本年度、当協議会は法人設立50年を迎え、永年にわたる多くの方々のご支援・ご協力により、今日まで地域福祉の発展に取り組んできた。この大きな節目の年を契機とし、平成30年に開催する社会福祉大会では、今後もより一層、地域福祉を推進していくことを確認する場とする。また、当協議会が事務局を構える市立総合福祉センターの大規模改修が行われ、事務局本部が4階から1階へ、高井田老人センターが3階から2階へ移転することになり、併せて、西センターの日常生活自立支援センターと基幹型地域包括支援センター荒川もセンターの2階へ移転する。これにより、今まで以上に情報の共有化を図り、総合的なより質の高いサービスを提供していく。

以上のことから平成29年度は、主に次の重点事業の方針に沿って事業を展開していく。

1. 社協地域担当職員(COW)を中心とした地域福祉ネットワークの推進

社協地域担当職員(COW)は、社協が運営する3カ所の老人センターを活動拠点として、地域福祉の活性化を図るため、小地域ネットワーク活動をはじめとする様々な地域福祉に関わる諸団体の地域特性を活かした活動を支援し、老人センターの各種事業やボランティア活動と地域との橋渡しを行う。また、「地域福祉ネットワーク推進会議」の開催を通じて、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や地域包括支援センター等、高齢・児童・障害等の分野を超えた福祉専門機関の顔の見える関係づくりに努める。

2. 高齢者地域支え合いセンター事業の推進

地域で元気な高齢者などが互いに支え合える仕組みづくりを広げていく「高齢者地域支え合いセンター事業」では、社協地域担当職員(COW)やコミュニティソーシャルワーカー(CSW)、地域包括支援センターなどの様々な関係機関と連携し事業展開を図ることで、地域住民へ「認知症サポーター養成講座」の啓発や、「SOSオレンジネットワーク事業」及び「事業所ふくしネットワーク事業」への協力事業所を新たに開拓するなど、高齢者への支援体制強化に取り組む。また、今年度から始まる新たな介護保険制度に合わせ、ワンコイン生活サポート事業についても援助会員の増員及びニーズ対応のスキルアップを図っていく。

3. 災害ボランティアセンターの機能強化

昨年も地震の発生、台風による住宅などへの被害が多く発生した。特に熊本地震では震度6強の前震があり、その後本震となる震度7の地震が発生したことで被害がさらに拡大することにつながった。

このような自然災害の発生に対する防災・減災の意識の向上を図り、災害に備える準備や関係機関・団体等との

ネットワークを強化していく。また、災害ボランティアセンターとしての機能が速やかに発揮できるよう情報発信及び災害ボランティアリーダーの育成、防災プログラム等の開発を推進していく。

4. 福祉意識の向上とボランティアの育成

ボランティア・市民活動センターでは、市民の福祉意識を培っていくため教育機関や関係団体、福祉施設等との連携により、社会福祉に対する関心や理解を深め、福祉活動の担い手の育成及び心のバリアフリーを育てていくための事業を推進する。

5. 個別支援による地域福祉力の向上

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業は、地域に向いて福祉の相談を受けるというこの事業の特性を生かして、民生委員児童委員会や校区福祉委員会等の市民福祉活動団体の協力を仰ぎ、地域包括支援センターや基幹相談支援センター・委託相談事業所・行政等の専門機関とネットワークの構築に努めて、社会的な課題とされている複合多問題やセルフネグレクト・社会的孤立などの課題解決に取り組む。また、社会福祉協議会の強みを生かして基幹的役割を果たし、社協地域担当職員（COW）との連携により、地域の福祉力を高めセーフティネットの構築を図る。

6. 地域包括ケアシステムの構築を見据えた基幹型地域包括支援センターの機能強化

基幹型地域包括支援センターは、高齢者の保健・福祉・医療・介護の専門機関と連携をとり、高齢者を支援する仕組みづくりや虐待防止などを総合的に行う機関である機能に加え、基幹型として役割を担う。

基幹型は、市内20カ所の各センター主催による虐待事案や支援困難な事案に関する個別支援策検討会議に出席し、問題解決に向けた後方支援をしていく。また今年度は、地域包括ケアシステムの実現に向けて、平成29年4月から総合事業「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施していく。また、平成28年10月より、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターが配置された。生活支援コーディネーターは、地域の福祉活動実践者や医療などの専門機関とも連携し、地域の高齢者の生活にかかる課題を共有し支援していく体制づくりのコーディネート役となり、課題解決に向けて、取り組みを進めていく。

7. 権利擁護における支援体制の充実

権利擁護の取り組みとして、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス等を行っている日常生活自立支援事業では、利用希望者への迅速でスムーズなサービスを提供するため、専門員と生活支援員の体制を充実し、関係機関との連携強化とサービスの効率化を図り、利用者が地域で安心して生活できるように支援していく。また、市民後見推進事業においては、大阪後見支援センター及び東大阪市福祉部担当課と連携を密にして、後見人が必要な高齢者や障害者などの生活を維持するため、市民が後見人として活動が円滑にできるよう支援体制を充実し、継続的に支援していく。

I. 社会福祉協議会事業の推進

社会福祉協議会は、社会福祉法にて「地域福祉を推進することを目的とする団体」として位置づけられており、本会が市民に必要とされ、広く開かれた組織として、アイデンティティ（存在意義）を示していくために、地域福祉活動を実施する様々な団体や関係機関などと協働し、地域の実情に応じた事業を展開することで、多くの市民に見える、真に必要とされる組織として、地域福祉活動を展開していく。

1. 経営の観点にたった活動・事業理念の確立と組織体制の充実

- ①法令に基づく組織経営及び事業の推進
- ②事業推進の理念となる「新・地域福祉活動計画スクラム'18」の具現化
- ③社会福祉協議会会員（組織構成会員）の参加による事業や運営の推進
- ④分野（領域）ごとの情報交換や交流の実施
- ⑤理事会、評議員会機能の充実
- ⑥研修による職員の資質向上とコスト意識の浸透

2. 自主財源の確保などの財源基盤の強化

- ①社会福祉協議会会員（賛助会員）の拡充
- ②共同募金運動の呼びかけ強化と効果的な活用

- ③委託料・補助金の確保
- ④新しい自主財源の検討
- ⑤講座受講料等の適正な受益者負担の検討

3. 積極的な事業活動の啓発・推進

- ①ケーブルテレビ等マスコミの活用
- ②ホームページの活用（定期的な情報更新）
- ③SNSを活用し、迅速な情報提供を行うための検討

4. 横断的な地域福祉の推進

- ①研修等による職員の資質の向上と他の事業との連携
- ②介護予防における利用者と地域とのつながりをもった生活の支援及び援護を必要とする高齢者などを支援するしくみづくり
- ③社協が運営する老人センターを地域福祉の拠点と位置づけ、高齢者への情報や知識の提供及び地域で主体的に活動する力を高める事業の充実
- ④シルバーボランティアセンターへの高齢者の参加による地域活動への参加支援
- ⑤社会福祉協議会が運営する玉串保育園の近隣地域での子育て支援及び住民・団体・事業者等との連携による世代間の交流

Ⅱ. ボランティア・市民活動センター

1. 「ボランティア・市民活動センター」においては、様々な市民活動を推進する市民福祉活動実践者・福祉やまちづくり関係の事業者及び、企業が連携・協働できるよう支援していく。
2. 市民福祉活動と公的なサービス等の積極的な連携、公民協働の地域福祉の推進。
3. 福祉の正しい認識と、共に生きる支え合いの心を育て、心のバリアフリーを育てていくために、福祉教育を推進する。
4. ボランティア基金、善意銀行寄付の有効な活用方策を検討し、寄付増進につながるPR強化を図っていく。
5. 「常設型災害ボランティアセンター」の機能を発揮していくため、日頃から防災や減災についての情報を収集し、発信していく。また、関係機関・団体へ周知を図るとともに災害時の復興支援活動等が地域と連携が図れるようにネットワークづくりを進めていく。
6. ボランティアや地域支援者のプラットホームとして、市民の裾野を広げていけるよう環境づくりを進めていく。

1. 福祉組織推進グループ

(1) 連絡調整活動の展開（関係機関・団体との連携）

- ①福祉団体の支援（福祉団体の事務局としての機能及び関連団体の連携支援）
- ②校区福祉委員会活動のとりまとめと校区福祉委員会連合会の活動支援
- ③各団体の自主的事业の支援（社明運動、人権啓発、日赤会員募集等）
- ④府社協等関係機関との連携協力
- ⑤他団体等が行う事業に対する後援

(2) 福祉対策のための基礎調査の実施

- ①ダイヤモンド婚・金婚夫婦の調査
- ②敬老事業対象者の調査
- ③ひとり暮らし高齢者調査
- ④高齢者世帯調査
- ⑤ねたきり高齢者の調査
- ⑥交通遺児の調査

(3) 福祉事業の充実

- ①ダイヤモンド婚・金婚夫婦のつどいの実施
- ②ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯訪問相談事業の実施

③ねたきり高齢者見舞品の贈呈

(4) 児童福祉対策事業の推進

①ひとり親ふれあいツアーの実施

(5) 低所得家庭対策事業の推進

①生活福祉資金（総合支援資金・福祉資金／緊急小口資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金）貸付事業の実施

②市生活困窮者自立支援相談窓口との事業連携

(6) 受託事業の推進

①福祉バス「ことぶき号」運行事業の実施

(7) 当事者組織活動の推進

①老人介護者家族の会「ふれあいネットワーク」活動の支援

・機関紙「昂（すばる）」の編集発行（年4回発行）

・地区別交流会及び相談例会等の開催

2. ボランティア・市民活動推進グループ

(1) 需給調整（コーディネート）業務の充実

①コーディネート機能の拡充と専門性の向上

②活動希望者や講座修了者に対する活動やグループの紹介

③相談や依頼に対する適切な援助及び情報提供

(2) ボランティア養成事業の実施

①手話教室

②施設ボランティアコーディネーター研修

③夏期ボランティア体験プログラム

④ボランティアスキルアップ講座

⑤市民福祉講座

⑥パソコン教室

⑦災害支援ボランティア講座

⑧精神保健福祉ボランティア養成講座

⑨傾聴ボランティア養成講座

(3) ボランティア・NPO活動への相談援助の充実

①機材の貸し出し、会場の提供

②情報の収集と提供（ボランティアサロンの開催・情報誌の発行）

③ボランティア活動に対する助成制度の情報提供、相談援助

④コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携

(4) 東大阪市ボランティア基金の拡充

①ダイレクトメールによる啓発

(5) 常設型災害ボランティアセンターの基盤整備

①防災・減災の研修会・イベント等の開催による市民への啓発

②関係機関・団体との連携、体制づくり・強化

③災害支援登録ボランティアの養成・スキルアップ

(6) ボランティア活動拠点整備の推進

①シルバーボランティアセンターとの連携

(7) 福祉教育の推進支援

- ①学校や地域と連携した福祉・ボランティア教育の普及支援
- ②福祉・ボランティア教育の普及支援のための新たな担い手の育成
- ③当事者性を育み共感出来る福祉教育の体制づくり
- ④大学と連携したプロジェクトの遂行

(8) 広報・啓発の充実

- ①機関紙及びホームページでのボランティア・市民活動情報の充実

(9) 勤労者・OBのボランティア活動推進

- ①ボランティア体験プログラムの実施
- ②企業の社会貢献活動との連携・協働

(10) 小地域ネットワーク活動推進事業との連携

- ①社協地域担当職員（COW）との連携
- ②小地域ネットワーク活動ボランティアスクールの開催

(11) 東大阪市ボランティア連絡会との連携・協働事業の実施

- ①ふれあい広場の開催
- ②ボランティア研究集会の開催
- ③その他ボランティア連絡会事業への協力

(12) ファミリー・サポート・センター事業

事業開始より15年が経過し、当センター事業へのニーズも多様化し、それに対応した事業展開が必要となってきた。依頼児童への安全確保の方策については、今年度より救命救急や幼児安全法講習、交通安全に関する講座を援助会員養成講座の必須項目とする。また、活動中のヒヤリハット事例を収集し定期的に会員にフィードバックするなど、安全対策を強化していく。最近では、障害のある児童についての依頼相談も増えていることから、障害の理解を深め、対応力を身につける講座を開催し、会員のスキルアップを図っていく。

会員の確保については、「市政だより」や「東大阪ふくしだより」において効果的な記事（会員の声や活動風景など）を積極的に掲載、また、各地域の子育てサロンや校区福祉委員会、公共施設（図書館やリージョンセンター等）などへファミリー・サポート・センター事業のチラシや講座案内など周知し、情報発信を強化していく。

昨年度実施した子育て講座が好評であったことから、今年度も広く市民を対象に子育てに関する講座を開催し、地域での子育て支援の必要性について啓発していく。また、事業委託元である東大阪市子育て支援課と連携しながら、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図っていく。

<主な事業予定>

- ①援助会員養成講座（年3回）
- ②フォローアップ講座（計3回）
全会員・市民を対象に活動技能向上に役立てるものとして開催。
 - ・障害児の対応について（1回）
 - ・地域の子育て支援について（1回）
 - ・日赤幼児安全法講習（冬の感染症対策）（1回）
- ③子育て支援講座（計2回）
全会員・市民を対象に開催。
- ④会員交流会（年2回）
- ⑤通信誌発行（年3回）

Ⅲ. 角田総合老人センター

高齢者福祉の基幹施設として設置された当施設は、地域の福祉力を底上げするため、複合的な機能を合わせもった専門的・総合的な施設として事業を展開している。

「新・地域福祉活動計画スクラム'18」の活動指針のもと、老人センターを地域福祉活動の拠点として位置づけ、引き続き、高齢者福祉の基幹施設として事業展開を図り、支援のネットワーク化を構築するなど、地域福祉の情報を発信しながら、高齢者自身による地域活動の促進を図る。

社協が指定管理者として運営する3カ所の老人センターにおいては、今後ますます高齢化が進み、高齢者人口の増加が見込まれる中、より一層、高齢者のニーズに沿った運営・環境整備を図り、利用者数の増員を目指す。特に新規の利用者が、より多く来館していただけるよう、従来の高齢者の観念にとらわれない発想を取り入れ、老人クラブなどの団体や関係機関と連携しながら事業を展開していく。また利用者が趣味を活かし地域活動に参加する企画も検討していく。

高齢者地域支え合いセンター事業においては、高齢者を見守り・応援する市民や団体、企業等と連携の輪を広げ、要援護者を支え合う地域の福祉力を高める。特に認知症支援は関係機関と協力し、高齢者が安心して暮らすことができるようよりサポートできる体制づくりを目指す。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業においては、「地域の身近な相談窓口」として、また「地域福祉のネットワークづくりを担う」ための役割に努め、個別支援では、複合多問題やセルフネグレクト・社会的孤立など困難な福祉課題に対して、民生委員や校区福祉委員をはじめとする地域福祉の担い手や専門機関等との連携と協働を図りながら、課題解決に向けて取り組んでいく。

地域福祉ネットワーク推進事業においては、校区福祉委員会が取り組む小地域ネットワーク活動を核とした活動を継続して支援していく。

日常生活自立支援事業においては、包括的な生活支援に関わる専門員と、支援計画に基づき具体的な援助を行う生活支援員が、より一層の連携を図り、業務体制の充実を図る。また、サービス提供を希望する待機者に対して、早期に利用できるように待機期間の短縮を目指していく。また、判断能力の低下に伴い成年後見制度の利用が望ましい方には、親族申立や市長申立につなげていけるよう、必要な知識の向上に努め、関係機関とも連携を図り、安心して地域で生活ができるように支援していく。

基幹型地域包括支援センターにおいては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、市内20カ所ある他の地域包括支援センター間との調整・後方支援を通じて、新しい総合事業・包括的支援事業の円滑な実施を図る。包括的支援事業である「総合相談支援」「権利擁護支援」「介護支援専門員に対する包括的継続的支援」については、さらに地域の実情に応じた丁寧な対応を心掛け取り組んでいく。また、地域包括ケアシステムの実現に向け、平成29年1月より「高齢者生活支援等会議」が開催された。今年度は、福祉活動実践者や医療などの専門機関と連携し、地域内のネットワーク体制づくりに取り組み、第1層生活支援コーディネーターとして第2層生活支援コーディネーターとの連携を強化していく。

1. (1) 角田老人センター

センターでは、高齢者が趣味の活動を通じて、心豊かな生活と交流の輪を広げ、健康の維持向上や生きがいづくりを目的に、「生きがい教室（クラブ活動）」を年間通じて開催しており、初めての方でも利用しやすい環境づくりに努める。また、地域の老人クラブと連携した事業を展開し、地域の居場所づくりや新規利用者の増員につながるよう、今まで以上に魅力あるセンターづくりを目指す。事業においては、教養講座やレクリエーション、介護予防事業など、参加された方がボランティア活動や地域福祉活動へ興味を持ち、のちに地域活動へ繋がる一助となることを目的にさまざまな催しを実施し、さらには2019年ラグビーワールドカップの開催に合わせ、各国から訪れる旅行者と、東大阪市の高齢者が関わりをもち、交流の輪が広がるような催しを企画し開催していく。

また、現在、センターを拠点として地域福祉の支援活動や相談援助を行っている社協地域担当職員（COW）や、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とも連携し、より地域に密着した取り組みを図ることで、本来の指定管理者施設としての役割にとどまらず、地域福祉の拠点施設として、事業効果を発揮するよう努めていく。特に介護予防は昨年度までの実績からも利用者の関心が高く、今年度以降も積極的に様々な体操、座学、作業を取り入れ、新規利用者数250人、利用実人数1,200人、延べ利用者数30,000人を目指し運営する。

(1) 教養講座、レクリエーション事業（季節ごとに様々な行事・教室の開催）

おもてなし英会話教室、囲碁・将棋交流会、映画鑑賞会、ふれあいバスツアー、楽しいクッキング教室 他

(2) 高齢者生きがい教室（クラブ活動）の実施

高齢者の生涯教育の一環として、生きがいづくりや人との交流に重点をおいた生きがい教室の実施。

クラブ名	実施日			クラブ名	実施日								
	週	曜	時間		週	曜	時間						
趣味の教室	詩吟	第1・3	火	13:30~15:30	自由クラブ	謡曲	第1・3	火	10:00~12:00				
	華道	第1・3	月	13:30~15:30		カラオケ	第1・3 (1部) (2部) (3部)	水 木 月	13:00~16:00				
	書道	第2・4 (1部) (2部)	火	10:00~12:00						テンコク	第2・4	水	13:30~15:30
				13:30~15:30									
	美術	第1・3	水	13:30~15:30		卓球	第2・4 (1部) (2部)	土 木	10:00~12:00				
	茶道	第2・4	水	13:30~15:30					13:30~15:30				
	編物手芸	第2・4	水	13:30~15:30		ダンス	毎週	月 水	10:00~12:00				
	陶芸	第1・3 (1部) (2部)	木	10:00~12:00	10:00~12:00								
				13:30~15:30									
	民謡	第1・3	金	13:30~15:30	一般開放	カラオケ	第2・4・5	月	13:00~16:00				
	民謡踊り	第1・3	金	13:30~15:30					毎週	金 土	10:00~12:00		
	フラダンス	第2・4	金	14:00~15:00		13:00~16:00							
	社交ダンス	第1・3	木	13:30~15:30		卓球	第2・4	月	10:00~12:00				
	いきいき歌体操	第3	火	13:30~15:00					毎週	金	10:00~12:00		
リリッパカ	第1・3	火	11:00~12:15	土							13:30~15:30		
コーラス	第2・4	付	13:30~15:30										

(3) 地域交流事業

「高齢者生きがい教室(クラブ活動)」の発表、「昔なつかし伝承遊びコーナー」、「介護予防体操体験コーナー」、「福祉のなんでも相談コーナー」など施設を開放した「クラブ活動発表会(弥生祭り)」を実施し、利用者や地域との交流及び世代間交流を図っていく。また、悠友塾修了者で運営する喫茶コーナー「カフェ悠友」を月2回開催し、老人センターの利用者をはじめ、CSW・COWや地域包括支援センターの相談者にも利用いただけるよう啓発していく。

(4) 介護予防、健康づくり推進事業

高齢者にとって関心の高い介護予防・健康づくりを老人センターとしても指定管理事業・市委託事業の両面から推進し、関係機関と連携しながら様々な新規事業に取り組み、介護予防活動の普及とボランティア育成などを目指していく。

- ① 介護予防活動ボランティアの養成
- ② 「健音体操」「音楽療法」「健康ヨガ」など新規介護予防教室の実施
- ③ 「カーリンコン体験」など老人クラブと連携した事業の実施
- ④ 「メロディうんどう教室」の実施による介護予防の推進：毎月2回 13時30分~15時
- ⑤ 「ニコニコ体操」の実施による介護予防の推進：毎月第2水曜日 10時~11時30分
- ⑥ 「歴史探訪ウォーク」などシルバーボランティアセンター事業と連携した事業の実施

(5) 各種相談事業

日常生活の心配事や健康などに関する総合相談事業の実施。

- ① 健康などに関する相談(いきいき健康相談)：第3水曜日 13時30分~15時
- ② 日常生活相談(心配ごとや介護などに関する)：常時
- ③ いきいきネット相談：常時
- ④ 車いす短期貸出事業：随時

(6) シルバーボランティアセンター事業の推進（ボランティア・市民活動センターサテライト事業）

高齢者ボランティアと協働し、事業を実施することでボランティア活動の場を提供し、利用者間の交流を図るとともに、生きがいをもって社会に貢献できる人材の育成を行い、地域福祉を推進する拠点としてのプラットフォームづくりを目指す。

①介護予防活動ボランティアの育成と活動の支援

- ・シニア地域活動実践塾修了生による介護予防教室の実施
- ・シニア地域活動実践塾修了生による「カフェ悠友」（センター内喫茶コーナー）の運営
- ・地域包括支援センターとの連携による楽しくトライ体操推進員の派遣調整と活動支援

②ボランティア（グループ）による教室の開催

手芸教室、パソコン教室などの実施

③ひとり暮らし高齢者世帯へのふれあい福祉電話訪問の実施（ボランティアグループ「はだしの会」）

④ボランティア・市民活動センターと連携した事業の実施

⑤シニア地域活動実践塾修了者の個人登録及び活動支援

⑥当施設で活動しているボランティアと地域の交流を目的とした、活動紹介等の実施

⑦当施設内におけるボランティア活動

- ・「ニコニコ体操」などボランティアグループによる健康体操の実施
- ・角田総合老人センターの花植ボランティア活動

(7) 広報・啓発事業

- ①高齢者に関する各種の情報を収集し、利用者等に情報提供を行う。
- ②センターの月間行事予定を掲載した「角田総合老人センターだより」を発行し、センター事業の啓発と参加を呼びかける。近隣自治会にも映画鑑賞会などのイベントチラシを配布する。
- ③ホームページ等を活用した情報の発信

(8) 社協内三老人センター連携による交流会や連絡会議の開催

(9) その他

実習生や職場体験学習の受け入れ

※角田老人センターの主な月別行事予定表

月	教養講座	レクリエーション事業	地域交流・V育成事業	健康づくり推進事業
4	手作り作品教室	映画鑑賞会 陶芸教室	男のクッキング教室	メロディうんどう教室 ニコニコ体操 バランス健康体操 健音体操
5	安全生活防犯講座 おもてなし英会話教室			音楽療法
6	字手紙教室	ふれあいバスツアー メイクアップ体験	楽しいクッキング教室	
7	パソコン教室	夏の昼下がりにカサ		
8	手作り作品教室	河内音頭教室	子ども陶芸体験教室(2回) 世代間交流クッキング	椅子ヨガ教室 健康ヨガ
9	字手紙教室	青春のつどい ～敬老のつどい～		健音体操
10	交通安全教室		世代間交流	歴史探訪ウォーク
11		陶芸教室 囲碁・将棋交流会		カーリンコン教室 音楽療法

月	教 養 講 座	レクリエーション事業	地域交流・V育成事業	健康づくり推進事業
12	パソコン教室 手作り作品教室	クリスマスコンサート	クリスマスクッキング	健康ヨガ
1				健音体操
2	手作り作品教室 避難訓練・防火教室		楽しいクッキング教室	音楽療法
3	救急救命講習会 字手紙教室		クラブ活動発表会 世代間交流 ～ふれあいおもちゃ作り～	歴史探訪ウォーク 健康ヨガ

※「バランス健康体操」、「メロディうんどう教室」「ニコニコ体操」は毎月実施
 ※映画鑑賞会は、第4または第5週に毎月実施

(10) シニア地域活動実践塾「悠友塾」

市委託事業として開催している悠友塾では、高齢者の方々に健康でより豊かな生きがいのある生活ができるよう「楽しく・学び・語らい・行動する」という機会と場を提供していく。今年度は市制50周年に合わせ、従来の「福祉を学びまちづくりを考えるコース」を受講者自身がくらしの中でのまちの変遷を語り、これからのまちづくりを考えるため「日々のくらしからまちづくりや福祉を考えるコース」に改名し、よりバラエティーに富んだカリキュラムを作成し、団塊の世代を取り込む工夫をおこなっていく。

また、この講座で習得したことを身近な地域活動に役立て、豊かな日常生活を過ごせるよう実施する。

- ・一般教養（共通）
- ・専門コース（選択制）
 - 歴史を学び文化財を知るコース
 - 環境と自然を学ぶコース
 - 日々の暮らしからまちづくりや福祉を考えるコース
 - 健やかなからだづくりを目指し、健康について学ぶコース

(2) 高齢者地域支え合いセンター事業

元気な高齢者が地域でまちづくりやボランティア活動などを通して、いきいきと活動するとともに、認知症の理解や周知を行うとともにねたきりや認知症になった場合は、地域で助け合い、支え合う地域社会を推進するための総合的なコーディネート業務、取りまとめ等を行うセンターとして事業を展開しており、老人センターや関係機関、社協地域担当職員（COW）、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）などとの連携を強化し事業の充実を図る。

(1) ワンコイン生活サポート事業

日常生活のなかで困りごとを抱えた住民の方が、地域で安心した生活が送れるように、ちょっとした家事援助をワンコインで提供する、地域で支え合う仕組みとして利用会員と援助会員からなるワンコイン生活サポート事業を実施している。

今年度4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」がスタートとなり、従前のサービスを受けにくくなる要支援の方々から本事業への依頼が増えることも予想されるため、ニーズに対応できるよう援助会員増員（年度内約70名）を目指し、社協のホームページ等にて「ワンコイン生活サポーター養成講座」参加啓発の強化を行い、地域福祉の担い手づくりを推進していく。

(2) SOSオレンジネットワーク事業

行方不明になるおそれのある認知症高齢者を地域の支援を得て早期に発見できるように、関係機関及び市内の企業等の支援体制を構築し、行方不明になった高齢者の安全確保と家族への支援を図ることを目的として実施している。利用者が行方不明になった時、協力事業所として登録している関係機関や事業所に、本人の身なりやその時の状況を指定のメールにて配信し、情報提供の協力を求めて保護するシステムで、利用登録は住所地の地域包括支援センターを窓口として、担当ケアマネジャーより申請する。また27年2月より利用者に配布した「見守りトライくんシール」については、認知症サポーター養成講座開催時にチラシを配るなど市民に対する周知を強化していく。さらに登録者数の増進と協力事業所の拡充を行い、理解と啓発に努めるとともに、警察などの関係機関との協力体制を強化していく。特に協力企業・事業所についてはスーパー系などに協力を依頼し、合計75社以上の登録を目指していく。

(3) 事業所ふくしネットワーク事業

新聞、乳飲料、食材や弁当などを宅配する事業所などの協力のもと、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の方などに何か異変があったときには、地域の包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域の支援者などと連携して、安否確認や緊急対応しており、今年度も協力事業所の拡充を目指し、協力依頼や啓発により事業への理解と協力を広めていく。併せて認知症サポーター養成講座、SOSオレンジネットワーク事業などを紹介し、企業の社会貢献活動への参加を推進し、合計35社以上の登録を目指す。

(4) 介護予防ボランティアの組織化及び活動支援

老人センター、老人クラブ連合会、地域包括支援センターなどの施設・団体・機関で、介護予防ボランティアの活動支援や他所での活動の機会を提供している。今年度もイベントや研修などを企画し、ボランティア間の情報交換の場づくりを目指す。

- ①地域等での活動状況の把握及び情報のネットワークづくり
- ②活動者の交流や連携、イベントなどを通して情報交換の機会を提供する
- ③介護予防ボランティアグループ紹介冊子の作成などの啓発活動

(5) 認知症等高齢者支援事業

認知症について基本的な知識を身につける「認知症サポーター養成講座」を開催し、受講された企業や商店には「ロバ隊長（認知症サポーターのマスコット）のぬいぐるみ」を掲出していただくことで、認知度を高めていく。また、受講後も積極的に認知症の方のサポートをしていただける有志の方には、玄関等に掲示するステッカーを提供し、啓発を行っていく。さらにサポーターのスキルアップ講座として開催している「認知症サポートボランティア養成講座」の修了生に対しては、地域包括支援センターなどと連携しながら、認知症の方やその家族をサポートしていけるような活動の場を紹介していく。

今年度も引き続き認知症ボランティアの養成を積極的に行い、認知症の方とその家族を地域で支援できるよう推進していく。

- ①キャラバン・メイトの養成
- ②キャラバン・メイト連絡会の運営
- ③キャラバン・メイトのスキルアップ研修、情報提供、意見交流会の実施
- ④キャラバン・メイトだよりの発行
- ⑤認知症サポーター養成講座の開催調整、企業や学校への啓発及びサポーターの育成（市内サポーター3万人を目指す）
- ⑥認知症サポートボランティアの養成及び活動の場の提供
- ⑦認知症サポートボランティア研修会の開催

2. 五条老人センター

60歳以上の高齢者が気軽に参加でき、交流の輪が広がるよう、生きがい教室（クラブ活動）をはじめ、地域交流事業等を実施するとともに、初めて来館された方でも利用しやすい施設になるよう努めていく。また、老人クラブと連携を図り、高齢者がより一層、活躍するための活動や催しを企画・開催し、地域に根ざした魅力あるセンターを目指す。

さらに、ボランティア・市民活動センターのサテライト拠点としての役割も担い、シルバーボランティアセンターとして、高齢者ボランティアの活動推進と拡充を図り、地域の福祉活動へつながるよう支援していく。

高齢者地域支え合いセンターランチ事業においても、地域全体で高齢者を支え合う仕組みづくりについての広報啓発や情報提供を行い、支援者を養成する講座や介護予防に関する事業を開催するなど充実を図る。

また、センターを拠点として、社協地域担当職員（COW）とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が配置されており、地域で福祉活動を行う団体の支援や様々な福祉課題の相談窓口として活動することにより、センター機能を高めていく。

本年度は、老人センターとしての機能と地域の福祉活動拠点としての役割を十分発揮し、様々な事業を展開することで、新たな利用者の増員を図り、新規利用者数95人、利用実人数650人を目標に運営を行っていく。

(1) 教養講座、レクリエーション事業

高齢者が豊かにいきいきと過ごせるように講座やレクリエーション事業を実施していく。

(2) 高齢者生きがい教室（クラブ活動）の実施

高齢者の生涯教育の一環として、生きがいづくりや人と人との交流に重点をおいた生きがい教室の実施。また交流会が広まることを目指して、今年度より活動期間を一年に変更する。

①クラブ（講師付）・・・14クラブ

クラブ名	実施日			クラブ名	実施日		
	週	曜	時間		週	曜	時間
華道	第1・3	月	13:00~15:00	フラダンス	第2・4	水	13:00~15:00
俳句	第2	月	13:00~15:30	ダンス	第1・3	木	13:00~15:00
折り紙	第1	火	9:30~11:30	歌体操	第2・4	木	10:00~11:30
詩吟	第1・3	火	14:00~16:00	手芸	第2・4	木	13:00~15:00
書道	第2・4	火	13:00~15:00	新舞踊	第1・3	金	14:00~16:00
絵手紙	第2・4	水	10:00~11:30	民謡	第2・4	金	13:30~15:30
茶道	第2・4	水	13:00~15:00	万が一の火	第4	金	13:30~15:00

②クラブ（講師なし）・・・2クラブ

クラブ名	実施日			クラブ名	実施日		
	週	曜	時間		週	曜	時間
カラオケ1部	第1・3	水	10:00~12:00	カラオケ2部	第1・3	水	13:00~15:00

③同好会（講師なし）・・・4クラブ

クラブ名	実施日			クラブ名	実施日		
	週	曜	時間		週	曜	時間
水墨画	第2・4	火	10:00~12:00	パソコンクラブ	第1・3	土	13:00~16:00
水道管尺八	第1・3	月	13:30~15:30	五謡会	第1・3	土	12:30~16:00

(3) 地域交流事業

- ①利用者や地域との交流事業として、高齢者生きがい教室（クラブ活動）の発表会を開催
- ②高齢者の福祉向上や生きがい推進を目的とした「五条の里講座」の開催
- ③地元の小、中、高等学校と連携した世代間交流事業の実施
- ④防犯講座等の実施
- ⑤利用者による手作り作品教室「お達者さん講座」の開催

(4) 介護予防、健康づくり推進事業

- ①「みんなの体操ひろば」「楽しくトライ体操」の定期開催
- ②健康体操等の実施
- ③初心者卓球教室の実施
- ④地域包括支援センターと連携した介護予防教室の実施
- ⑤「カーリンコン体験」など老人クラブと連携した事業の実施
- ⑥「そよかぜの会」による健康推進事業（東保健センターとの共催事業）の実施
- ⑦趣味の充実のための取り組み
 - ・卓球、バンパー、囲碁、将棋等の個々の趣味を活かした交流を図り、心身の健康増進と仲間づくりに取り組む。
 - また、新しい利用者が参加できるよう働きかける。

(5) 各種相談事業

- ①健康相談：毎月第1木曜日 13時~15時
- ②日常生活相談（心配ごとや介護などに関する）：常時
- ③いきいきネット相談：常時
- ④車いす短期貸出事業：随時

(6) シルバーボランティアセンター事業の推進（ボランティア・市民活動センターサテライト事業）

- 高齢者ボランティア活動の推進と拡充を図り、高齢者ボランティアと協働して地域活動への参加を支援していく。
- ①ひとり暮らし高齢者世帯へのふれあい福祉電話訪問の実施（ボランティアグループ「はしあひ」）

- ②ひとり暮らしの高齢者の話し相手や外出介助などの活動支援（ボランティアグループ「あさいぬ」）
- ③ボランティアによる庭園清掃の実施（センター利用者有志）
- ④「みんなの体操ひろば」にて転倒予防体操等の普及活動の支援（ボランティアグループ「ひき」、「なほし」）
- ⑤大型紙芝居の製作、実演のためのボランティアの育成・発掘（ボランティアグループ「レイホー」）
- ⑥「楽しくトライ体操」の開催（ボランティアグループ「ダンスクラブ」）
- ⑦レクリエーションから介護予防を進める「エンジョイ」の活動支援（ボランティアグループ「エンジョイ」）
- ⑧「地域型ボランティア養成講座」ボランティア・市民活動センターと連携した事業の実施
- ⑨地域型ボランティアの個人登録及び活動支援
- ⑩当センターで活躍するボランティア活動の紹介等の実施
- ⑪介護予防ボランティア活動の拡充に対する支援（修了生のスキルアップ研修の実施等）
- ⑫ボランティア活動の相談援助
- ⑬会場の提供、情報提供、広報啓発

(7) 高齢者地域支え合いセンター（ランチ）事業

認知症支援など高齢者が地域で支え合う仕組みづくりである「高齢者地域支え合いセンター事業」を他の老人センターや関係機関、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、社協地域担当職員（COW）などと連携を図り、推進していく。

- ①認知症サポーター養成講座の啓発
- ②介護予防活動ボランティアの活動支援
- ③地域安心生活サポーター養成講座の支援
- ④キャラバン・メイト連絡会の活動支援

(8) 広報・啓発事業

- ①高齢者に関する各種の情報を収集し、利用者等に情報提供を行う。
- ②月間行事予定表を発行し、センター事業への参加を呼びかける。またリージョンセンターなどの関係機関にも情報提供を行う。
- ③ホームページ等を活用した情報の発信
- ④正門横に設置された掲示板で、地域住民に対してセンター事業の広報啓発を行う。

(9) 社協内三老人センター連携による交流会や連絡会議の開催

(10) その他

実習生や職場体験学習の受け入れ

※五条老人センターの主な月別行事予定表

月	教 養 講 座	レクリエーション事業	地域交流・V育成事業	健康づくり推進事業
4			防犯講座 庭園清掃 五条の里講座（春）	介護予防教室 音楽療法教室
5	手作り作品教室	卓球大会 ネイチャー講座	庭園清掃 世代間交流（あさひっこ）	介護予防教室 健康体操教室
6	手作り作品教室		庭園清掃 防災講座	介護予防教室③ 健康体操教室
7	パソコン教室	ネイチャー講座	庭園清掃 五条の里講座（夏） 介護予防ボランティア養成講座	
8		ネイチャー講座（世代間交流を含む）	世代間交流（小学生） 河内音頭講習会 地域・世代間交流（夏祭）	

月	教 養 講 座	レクリエーション事業	地域交流・V育成事業	健康づくり推進事業
9	手作り作品教室	重陽のつどい バンパー大会	庭園清掃 世代間交流（あさひっこ）	健康体操教室 介護予防教室(三老人セター 交流事業)
10		囲碁大会 ネイチャー講座	五条の里講座（秋） 防犯講座 庭園清掃	健康体操教室
11	ちぎり絵教室 手作り作品教室		クラブ活動発表会 （舞台発表・作品展示会） 世代間交流（あさひっこ）	介護予防教室 音楽療法教室
12	パソコン教室	将棋大会 ネイチャー講座	防犯講座 五条の里（冬）	
1		新春のつどい	世代間交流（高校生） お達者さん講座 六老人センター交流事業	介護予防教室
2	手作り作品教室	ネイチャー講座	介護予防ボランティア養成講座	
3			普通救命講習 世代間交流（あさひっこ） お達者さん講座	健康体操教室

※「みんなの体操ひろば」「楽しくトライ体操」「エンジョイ」「初心者卓球教室」は毎月定期的の実施

※映画鑑賞会は毎月実施

※「そよかぜの会」による健康推進事業は、年10回実施

3. 高井田老人センター

高齢者が、いきいきと心豊かに過ごすことの一助となる生きがい教室や各種講座、レクリエーション事業等を引き続き実施していく。また、昨年度と同様に新規利用者の拡大を目指し、健康や日常生活の向上に役立つような事業を適宜開催していく。特に、高齢者のボランティア活動は、地域の人とのつながりを育み、生きがいの推進に大きく寄与するものであり、活動に楽しく参加できるキッカケとなるような講座等を実施していく。

「高齢者地域支え合いセンター（ランチ）事業」では、センターに配置している社協地域担当職員（COW）やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と連携した事業を実施していく。

このような様々な事業や講座等を展開し、地域に密着した老人センター運営を推進し、指定管理者施設としての役割を果たすように努めていく。

※建物改修工事に伴い、10月中旬から12月下旬までの期間は休館し、2階へ移転後、開館となる

(1) 教養講座、レクリエーション事業

高齢者が豊かにいきいきと過ごせるように講座やレクリエーション事業を実施していく。

(2) 高齢者生きがい教室（クラブ活動）の実施

高齢者の生涯学習の一環として、生きがいづくりや人と人との交流に重点をおいた生きがい教室の実施。

クラブ名	実 施 日			クラブ名	実 施 日			
	週	曜	時 間		週	曜	時 間	
俳 句	第 2	月	13:00~16:00	歌 体 操	第2・4	月	10:00~11:30	
詩 吟	第1・3	火	13:00~15:00		第1・3	水	10:00~11:30	
水 彩 画	第1・3	火	13:00~15:00		第1・3	金	10:00~11:30	
華道	末生流	第 2	火	13:30~15:00	書 道	第 2	水	10:00~12:00
	万寿	第 4	火	13:30~15:00	手 芸	第2・4	木	13:00~15:00
謡 曲	第2・4	火	12:00~16:00	新 舞 踊	第1・3	金	13:00~15:00	
民 謡	第2・4	金	13:00~15:00	プリアゴド万寿	第 2	金	13:00~15:00	

クラブ名	実施日				実施日		
	週	曜	時間		週	曜	時間
絵手紙	第 2	水	13:30~15:00	カラオケ	第 1	土	13:00~16:00
	第 4	水	13:30~15:00		第 3	土	13:00~16:00
茶道	第2・4	水	13:00~15:00				

(3) 地域交流事業

地域に根ざした老人センターとして、高齢者が安全かつ安心した生活をいきいきと送ることができる事業を実施していく。

- ①利用者や地域との交流事業として、高齢者生きがい教室（クラブ活動）の発表会を開催
- ②高齢者の福祉向上や生きがい推進を目的とした「学な美の講座」の開催
- ③近隣の園児や生徒を招いて、高齢者への理解を深めてもらい、ともに地域で楽しく暮らしていくために「地域世代間交流会」事業の実施
- ④交通安全・防犯講座等の実施

(4) 介護予防、健康づくり推進事業

高齢者の健康と体力維持を目的とした事業を開催し、健康寿命を延伸して、健康長寿社会の実現に向けて実施するもの。

- ①「みんなの体操ひろば」の実施：毎月第1・3水曜日 13時30分~15時
- ②健康体操等の実施
- ③老人クラブや地域包括支援センター等と連携した介護予防教室の実施
- ④「カーリンコン教室」など老人クラブと連携した事業の実施
- ⑤趣味の充実のための取り組み
 - ・卓球、ラージボール、バンパー、囲碁・将棋等個々の趣味をいかした交流をはかり、心身の健康増進と仲間づくりをめざす。

(5) 各種相談事業

- ①日常生活の心配事や健康などに関する総合相談事業の実施。
 - ・健康相談：毎月 第3水曜日 13時30分~15時30分
- ②車いす短期貸出事業：随時

(6) シルバーボランティアセンター事業の推進（ボランティア・市民活動センターサテライト事業）

高齢者ボランティア活動の推進と拡充を図り、地域活動への参加を支援していく。

- ①「みんなの体操ひろば」にて転倒予防体操等の普及活動の実施（ボランティアグループ「サボテン」）
- ②介護予防活動ボランティアの活動拡充に対する支援（修了生のスキルアップ研修の実施等）
- ③ボランティアグループによる「出前体操ひろば」の活動の支援
- ④「地域型ボランティア養成講座」などボランティア・市民活動センターと連携した事業の実施
- ⑤「シニアまちあるき案内人ボランティア」の活動支援（修了生のスキルアップの実施等）
- ⑥地域型ボランティアの個人登録及び活動支援
- ⑦ボランティア講師による各種教室、同好会の実施（写真同好会、折紙同好会、水墨画同好会、ポリマークレイ同好会、土筆会同好会）
- ⑧ボランティア活動の相談援助
- ⑨会場提供、情報提供、広報啓発

(7) 高齢者地域支え合いセンター（ランチ）事業

認知症支援など高齢者が地域で支え合う仕組みづくりである「高齢者地域支え合いセンター事業」を他の老人センターや関係機関、社協地域担当職員（COW）、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）などと連携を図り、認知症になっても安心して住み続けることができる地域の構築に向けて事業を展開していく。

- ①認知症サポーター養成講座の啓発
- ②介護予防活動ボランティアの活動支援
- ③地域安心生活サポーター養成講座・研修会

- ④キャラバン・メイト連絡会の活動支援
- ⑤SOSオレンジネットワーク事業・事業所ふくしネットワーク事業の啓発

(8) 広報・啓発事業

- ①高齢者に関する各種の情報を収集し、利用者等に情報提供を行うために、「市政だより」や「東大阪ふくしだより」、ホームページ等を活用した情報の発信。
- ②高井田老人センターの月間行事予定表やチラシ等を発行し、センター事業への参加を呼びかける。また、リージョンセンターなどの関係機関にも情報提供を行う。
- ③ホームページ等を活用した情報の発信

(9) 社協内三老人センター連携による交流会や連絡会議の開催

(10) その他

実習生や職場体験学習の受け入れ

※高井田老人センターの主な月別行事予定表

月	教 養 講 座	レクリエーション事業	地域交流・V育成事業	健康づくり推進事業
4			シニアまちあるき案内人 スキルアップ講座	メロディーうんどう バランス健康体操
5	手づくり作品教室		シニアまちあるき案内人 スキルアップ講座	メロディーうんどう バランス健康体操 男性のための筋トレ講座
6	字手紙教室	映画鑑賞会	シニアまちあるき案内人 スキルアップ講座	メロディーうんどう バランス健康体操 男性のための筋トレ講座 椅子ヨガ教室
7	パソコン教室 手づくり作品教室	映画鑑賞会	学な美の講座 シニアまちあるき案内人 スキルアップ講座	河内音頭講習会 メロディーうんどう バランス健康体操 男性のための筋トレ講座
8	健康講話 手づくり作品教室	映画鑑賞会	シニアまちあるき案内人 スキルアップ講座	メロディーうんどう バランス健康体操 男性のための筋トレ講座 ※三老人センター事業
9	手づくり作品教室	高齢者保健福祉月間事業 映画鑑賞会	シニアまちあるき案内人 スキルアップ講座	メロディーうんどう バランス健康体操 男性のための筋トレ講座 椅子ヨガ教室
10			シニアまちあるき案内人 スキルアップ講座	
11	①ボランティアグループ交流会 ②市内六老人センター交流事業 ③「クラブ活動発表会」の応援（五条老人センターにて開催） ④みんなの体操ひろば（11/1・15） ⑤シニアエクササイズ（脳トレ体操）（11/2） ⑥歴史く健康くウォーキング ※①②実施場所未定、④⑤Fリージョンセンターにて開催			
12	①「けんこう運動見本市」の応援（角田総合老人センターにて開催） ②みんなの体操ひろば（12/6・20） ③シニアエクササイズ（脳トレ体操）（12/7） ※②③Fリージョンセンターにて開催			

月	教養講座	レクリエーション事業	地域交流・V育成事業	健康づくり推進事業
1	手づくり作品教室	バンパー大会	地域世代間交流会	メロディーうんどう
2			クラブ活動発表会	メロディーうんどう
3	高齢者レクリエーションボランティア講座	映画鑑賞会		メロディーうんどう

※「みんなの体操ひろば」は毎月実施

4. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業

CSWの配置については、今年度も引き続き、五条老人センター2名、角田総合老人センター2名、高井田老人センター2名の計6名と、コーディネーター1名を角田総合老人センターに配置する。

コーディネーターは、東大阪市CSWの活動がより充実し、セーフティネット構築の強化を図るため、社協CSW及び他施設7カ所に配置されているCSWの取りまとめ役を担う。

本事業は、東大阪市第4期地域福祉計画・社協地域福祉活動計画に基づき、「地域の身近な相談窓口」や「地域福祉のネットワークづくりを担う」活動を展開するよう位置づけられており、個別支援においては、複合多問題の世帯や地域で孤立している人、また生活困窮などの困難な福祉課題に対して、民生委員や校区福祉委員をはじめとする地域福祉の担い手や、専門機関等との連携と協働を図りながら、課題解決に向けて取り組んでいく。

さらに個別支援で構築された支援ネットワークを活かし、平成24年度から実施しているCSWと社協地域担当職員（COW）との合同連絡会、研究会の場を活用し、より一層の連携を図り、要援護者を地域で支えるネットワークの体制づくりに向けて推進していく。

(1) 事業内容

- ① 援護が必要な人々の課題の発見、見守り、支援
- ② 地域福祉活動団体等と連携し、支援を必要とする人々への新たなサービスの研究等
- ③ 小地域ネットワーク活動と連携し、援護を必要とする人々へのネットワークづくりの推進
- ④ 福祉サービスに結びついていない要援護者の相談、つなぎ
- ⑤ 福祉サービス等の情報提供

(2) 担当中学校区等における業務

- ① 福祉に関する相談業務の充実
- ② 市民プラザにおける「福祉なんでも相談」の実施
- ③ 各関係機関や校区福祉委員会・民生委員児童委員等、地域福祉活動実践者へのアウトリーチ、連携と推進
- ④ 事例検討会や福祉に関する研修会等の開催
- ⑤ 福祉をテーマにした研修会・会議等への積極的な参加
- ⑥ 老人センター事業等と連携した相談支援体制の充実
- ⑦ 「地域福祉ネットワーク推進会議」の開催に協力し、各関係機関とのより密接な連携を図る。

(3) CSW配置施設取りまとめ業務及び会議の開催

- ① 東大阪市・社協地域担当職員（COW）合同連絡会議の開催（市との連絡調整含む）
- ② CSW連携会議の開催（CSW間の連絡調整含む）
- ③ 東大阪市・社協地域担当職員（COW）合同研究会の開催（事例検討会及び他市・他機関との連絡調整含む）
- ④ CSW事業活動計画書、報告書作成の総括
- ⑤ CSWを配置、または担当している中学校区内において校区福祉委員や民生委員児童委員との連携の支援
- ⑥ 各市民プラザでの「福祉なんでも相談」体制等の連絡調整
- ⑦ 福祉に関する研修会の案内や情報等の提供
- ⑧ 小地域ネットワーク活動との連携
- ⑨ 公的機関及び地域包括支援センター、地域生活支援センター、子育て支援センター等関係機関との連絡調整、連携と推進の支援
- ⑩ 事業の広報啓発（「東大阪ふくしだより」への記事掲載など）
- ⑪ 府下市町村CSW配置施設及び関係機関との情報交換や交流会等の調整

- ⑫東大阪市「第4期地域福祉計画」並びに社協「新・地域福祉活動計画スクラム'18」の推進を図るための協
力と連携
- ⑬CSWのスーパーバイザーとの連絡調整

5. 地域福祉ネットワーク推進事業

校区福祉委員会の組織や小地域ネットワーク活動を核とした活動を充実していくため、五条老人センター2名、角田総合老人センター2名、高井田老人センター3名の計7名の社協地域担当職員（COW）と、角田総合老人センターにコーディネーターを1名配置し、事業の推進を図っていく。

- (1) 校区福祉委員会が行う、地域福祉の実践組織としての活動の支援
 - ①福祉委員による情報提供や相談の場であるまちかど相談所等の身近な相談窓口づくりの支援
 - ②校区福祉委員会活動の事務手続き等の支援
 - ③地域福祉の推進を目的とした指針となる校区ごとの福祉計画策定の支援
 - ④様々な福祉課題に対し地域を基盤とした市民団体や専門機関によるネットワーク作りの推進
 - ⑤災害時における要援護者の支援活動を中心とした包括的な防災訓練活動の推進
 - ⑥住民が主体となり地域の誰もが参加協力できる地域福祉活動の推進
 - ⑦地域活動の人材育成を目的としたボランティアスクールの開催
 - ⑧校区福祉委員会活動の効果的な推進を目的とした、情報提供や研修会の開催
 - ⑨介護予防事業の推進による地域福祉活動の展開
 - ⑩専門機関の連携強化に関する支援
- (2) 小地域ネットワーク活動における個別援助活動の充実
 - ①行政や専門機関及びCSWとの連携による個別援助体制の強化
 - ②個人情報（要援護者）の把握とプライバシー保護の徹底
- (3) 子育て支援や障害者支援の取り組みに関する活動の推進
 - ①活動に対する情報提供と交流会・研修会の開催
 - ②世代を超えたサロンの開催
- (4) 小地域ネットワーク活動の内容に応じたメリハリのある助成と支援
 - ①各校区の活動状況の把握と課題分析
- (5) 複合多問題を抱える人々の問題解決として「地域福祉ネットワーク推進会議」の取り組みに向けた調整
 - ①高齢・児童・障害等、分野を超えた連携強化及びネットワークのさらなる強化
 - ②CSW、地域包括支援センター等の専門機関との連携強化を図り、会議開催に向けたシステムづくり
- (6) 自主財源の確保に向けた賛助会員の拡大と公的助成の継続と確保
 - ①校区福祉委員会活動における住民への啓発と参加協力への要請
- (7) 学校と地域との協働による福祉教育の推進
- (8) 身近な地域で活動できる人材と地域をつなぐ仕組み作り
- (9) ボランティアや団塊の世代の方、子育て中の若い世代等様々な方たちに地域活動を担って頂けるよう推進
- (10) 身近で気軽に相談できる場づくり
- (11) 校区福祉委員会活動の広報のためホームページに活動内容を掲載

6. 日常生活自立支援センター

1. 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者や知的障害、精神障害等で自己の判断のみでは意思決定に支障があるために、福祉サービスの利用契約を結ぶ事が困難な方が、安心して適切なサービスを利用できるように、支援や日常的な金銭管理、書類預かりなどの支援を行うことによって、地域で自立した生活が送れることを目的とした事業である。

この事業の利用相談は、福祉事務所、医療機関、介護保険関係機関、相談支援センター等からの相談が多く、その内容は主に、認知症高齢者や経済的虐待の疑いのある在宅高齢者、地域生活や就労支援に関わる知的障害者、精神障害者の退院後の生活への支援として日常的な金銭管理サービスの利用である。今年度も利用契約に至るまで、希望者と面談して事業説明を行い、スムーズに利用できるように事業実施方法を工夫して待機期間の短縮に努めていく。

一方で、病院から地域移行へと変わり、入退院に伴い支援を要する利用者、判断能力が乏しく生活を支援することが必要な利用者が増えてきた。また利用者の施設入所や、判断能力が著しく不十分になり成年後見人の選任や死亡などで解約するケースも増加している。解約に際しては、預かり金などの保管物品の引継ぎで、相続人が所在不明など困難で時間がかかるケースも出ている。

本年度も引き続き、相談から支援計画の策定、利用契約の締結、包括的な生活支援に関わる専門員と支援計画に基づき具体的な援助をおこなう生活支援員の業務体制の充実を図り、本事業の利用を希望する待機者に対して早期にサービスが利用でき、地域において自立した日常生活が送れるように支援を行う。また、判断能力の低下にともない成年後見制度の活用が望ましい方には、親族申立や市長申立につなげていけるように、関係機関とも連携を図り安心して地域で生活が送れるように支援していく。

2. 東大阪市生活保護受給者福祉サービス及び金銭管理等支援事業

この事業は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分な生活保護受給者の安定した社会生活、日常生活の維持と自立助長を目的とした事業である。

判断能力が不十分なために、浪費や依存症、虐待の可能性のある等の生活課題を抱えた生活保護受給者が年々増加傾向にある。福祉サービスや金銭管理支援等の定期的な訪問により生活の変化を察知し、生活指導や指示を行う生活保護ケースワーカーとの役割分担や連携を図り、利用者の安定した生活が維持できるよう支援していく。

3. 市民後見推進事業

後見人を必要とする高齢者や障害のある方などの生活を維持するため、市民が後見人となって活動が円滑にできるよう支援体制を充実し、活動する市民の輪を広げるため広報啓発にも努めていく。

- ①養成講座オリエンテーションの実施（開催案内の広報、受講者の募集）
- ②基礎及び実務講習会への参加と選考委員会への参加
- ③施設実習の調整（実習先への協力依頼、日程調整等）
- ④受任調整会議の調整（被後見人の概要資料の作成、家庭裁判所への推薦）
- ⑤市民後見人の活動支援、情報提供、活動報告書の確認
- ⑥バンク登録者及び受任者研修の実施

7. 基幹型地域包括支援センター（角田・荒川）

地域包括支援センターは高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「総合相談支援」「権利擁護支援」「介護支援専門員に対する包括的継続的支援」を推進しており、角田・荒川の2カ所にある基幹型地域包括支援センターは、市内に20カ所ある他の地域包括支援センター間の調整・後方支援を通じて包括的支援事業等の円滑な実施を図っていく。具体的には地域包括支援センター連絡調整会議の定期開催、保健医療・福祉・介護その他社会資源に関する情報の提供、センター職員の資質向上をめざした研修会の開催等である。また、東大阪市高齢者地域ケア会議の事務局を担当し、センターや関係機関の意見を集約・調整し、効率的かつ効果的な会議の運営を行っていく。

一方、地域包括支援センターの役割の一つである介護支援専門員の支援については、東大阪市介護支援専門員連絡会の事務局を担当し、市内で活動する介護支援専門員の知識と技術の向上を支援するとともに、相互の連携をめざしており、在宅老人介護者リフレッシュ事業では、高齢者の介護をされている家族を対象に、心身の負担軽減や介護への不安の解消に向けた取り組みを検討していく。

地域におけるさまざまな関係者が協働し、高齢者が安心して暮らせる地域社会を築くために、さらなる地域内のネットワークを充実させ、地域包括ケアシステムの実現に向け取り組んでいく。

(1) 地域包括支援センターの基本業務

①介護予防及び介護予防ケアマネジメント業務

○要支援1、2、事業対象者の利用者への介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画の作成

②総合相談支援及び権利擁護業務

○総合相談業務 ○権利擁護業務（虐待、消費者被害の予防・支援）

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

○介護支援専門員への日常的個別指導・相談支援業務

○支援困難事例等への指導・助言業務

○医療機関や行政その他の関係機関と連携するための地域のネットワークづくり

④介護予防・介護者支援に向けた取り組みと情報提供並びに啓発活動

○介護予防教室ならびにグループ等活動支援などの定期的開催業務

○生活支援コーディネーターを中心に高齢者の課題やニーズに沿った、新たな担い手の養成やサービスの開発

○小地域ネットワーク活動実践者やCOW、CSWとの連携を強化

⑤認知症高齢者や家族支援に向けた取り組み

⑥医療と介護の連携を目的とした多職種連携研修会の運営

⑦単位地域ケア会議の開催

⑧高齢者生活支援等会議の開催

⑨担当地域

○社協角田（稲葉1～4丁目、岩田町1・4～6丁目、中野南1番1号～25号、62号～74号、西岩田1・2・4丁目、菱江1・2・3丁目1番～3番、7・8番、4・5・6丁目1・2番、4番18号～44号、5番～11番、菱屋東1・2丁目1番～15番、横枕南1・2番）

○社協荒川（近江堂1～3丁目、大蓮東1・2丁目・4丁目12番～14番、柏田東町、金岡1～4丁目、金物町、衣摺1丁目、源氏ヶ丘、小若江1・2・3丁目7番～10番、友井1～5丁目、長瀬町1～3丁目、南上小阪8番～12番、吉松1・2丁目）

(2) 基幹型地域包括支援センターの業務

①地域包括支援センター連絡調整会議の運営並びに地域包括支援センターの虐待事案や支援困難な事案等の支援に協力してあたるなどの業務

②東大阪市高齢者地域ケア会議の事務局業務（東大阪市高齢者地域ケア会議の運営）

○東大阪市高齢者地域ケア会議の開催

・個別支援策検討会議の開催 ・高齢者生活支援等会議の開催 ・企画運営会議の開催

・虐待防止専門会議の開催 ・機関等代表者会議の開催

③地域包括支援センター及び高齢者支援関係機関担当職員の資質向上を図るため、定期的な研修の実施。

④保健福祉サービスの内容、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行う。

⑤要介護高齢者の家族等からの相談や地域の支援者からの連絡を受けた場合に、相談者の居住地を担当する地域包括支援センターと連携するとともに、必要に応じ訪問等により助言、援助を行う。

⑥地域の高齢者の生活にかかる課題を共有して支援への取り組みを進めていくための会議「高齢者生活支援等会議」のコーディネーター役を担う各地域包括支援センターの第2層コーディネーター業務を、基幹型地域包括支援セン

ターの第1層コーディネーターが後方支援を行う。

(3) 東大阪市介護支援専門員連絡会事務局業務

○市内で活動する約247名の会員の情報交換および資質向上をめざす研修会の開催

(4) 在宅老人介護者リフレッシュ事業

○ねたきりや認知症高齢者等の介護者を対象とした交流会や相談会を検討し、心身の負担軽減や不安感の解消に向けた取り組みを実施していく。

IV. 玉串保育園

1. 定員120名の保育と待機児解消の促進として、12%の枠外入所の実施を継続していく。

保育理念「子ども一人一人を大切に、健全な発育および地域福祉の推進を図りながら、保育所保育を積極的に増進する」に基づき、「はだし保育」を保育の基本方針として、四季折々の季節を感じる経験や「体育」、「音楽」、「絵画造形」、「食育」などのカリキュラムをとおして、豊かな心を育む情操教育に取り組んでいく。

2. 一時預かり事業の推進を図る。

3. 地域の子育て家庭を対象に、登録型「ドレミファランド」や、公民分館での自由参加型「スクスクランド」「びよびよランド」など、年齢に応じた子育て支援を展開していくとともに、地域の各機関との連携を図り、地域に根ざした取り組みを進めていく。また、園庭開放や育児相談の充実を図り、施設機能を活かしたコミュニティーの活性化を進める。さらに、保育園における「地域貢献支援員（スマイルサポーター）」の認定を受けた保育士が、地域福祉の担い手となり、専門的保育活動を実施していく。

4. 世代間交流事業では、地域の高齢者施設との定期交流の実施や、地域の高齢者やボランティア活動をしている方々を招待しての交流事業を推進していく。また、卒園児との交流事業や市内の中学2年生による職業体験、高校生のデュアル実習・保育の職業体験の受け入れなども継続して実施していく。

※玉串保育園の主な月別行事予定表

月	行事内容	月	行事内容
4	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度保育開始 入園式(2日) 交通安全指導 体育あそび クッキング保育 防犯訓練 うたあそび のびのびキッズクラブ(3歳児) 地域世代間仲よし交流会 	6	<ul style="list-style-type: none"> 園外保育(3・4・5歳児) わんぱくフェスティバル(5歳児) 個人懇談会(2~5歳児クラス) 保育参観 じゃがいも堀り 体育あそび クッキング保育 防犯訓練 うたあそび のびのびキッズクラブ(3歳児) 地域世代間仲よし交流会
5	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの日の集い 歯科検診 誕生会 手話指導 避難訓練 身体計測 絵画指導 のびのびキッズクラブ(3歳児) 地域世代間仲よし交流会 	7	<ul style="list-style-type: none"> 合宿保育(5歳児) 七夕の集い 誕生会 手話指導 避難訓練 身体計測 絵画指導 のびのびキッズクラブ(3歳児) 地域世代間仲よし交流会

月	行事内容	月	行事内容
8	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 ・手話指導 ・防犯訓練 ・うたあそび ・のびのびキッズクラブ（3歳児） ・地域世代間仲よし交流会 ・体育あそび ・避難訓練 ・身体計測 ・絵画指導 	12	<ul style="list-style-type: none"> ・乾布摩擦、マラソン開始 ・クリスマス会 ・演劇鑑賞会（ドリーム21） ・おもちゃつき会 ・体育あそび ・避難訓練 ・身体計測 ・絵画指導 ・のびのびキッズクラブ（2歳児） ・地域世代間仲よし交流会 ・生活発表会 ・誕生会 ・手話指導 ・防犯訓練 ・うたあそび
9	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス懇談会 ・敬老の日の集い ・誕生会 ・手話指導 ・避難訓練 ・身体計測 ・絵画指導 ・のびのびキッズクラブ（3歳児） ・地域世代間仲よし交流会 ・お月見会 ・体育あそび ・クッキング保育 ・防犯訓練 ・うたあそび 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・どんど焼き ・誕生会 ・手話指導 ・避難訓練 ・身体計測 ・絵画指導 ・のびのびキッズクラブ（2歳児） ・地域世代間仲よし交流会 ・新年子ども会 ・体育あそび ・クッキング保育 ・防犯訓練 ・うたあそび
10	<ul style="list-style-type: none"> ・創立記念日（1日） ・運動会 ・個人懇談会（0・1歳児クラス） ・園外保育（3・4・5歳児） ・私立保育園合同運動会（5歳児） ・誕生会 ・手話指導 ・避難訓練 ・身体計測 ・絵画指導 ・のびのびキッズクラブ（2歳児） ・ハロウィンパーティー ・地域世代間仲よし交流会 ・秋まつり ・クッキング保育 ・防犯訓練 ・うたあそび ・さつまいも掘り 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・節分あそび ・学校見学（5歳児） ・卒園進級記念写真撮影 ・お別れ遠足 ・体育あそび ・クッキング保育 ・防犯訓練 ・うたあそび ・のびのびキッズクラブ（2歳児） ・地域世代間仲よし交流会 ・作品展 ・誕生会 ・手話指導 ・避難訓練 ・身体計測 ・絵画指導
11	<ul style="list-style-type: none"> ・往生院民具供養館見学（5歳児） ・内科検診 ・体育あそび ・クッキング保育 ・避難訓練（消防署来園） ・防犯訓練 ・絵画指導 ・のびのびキッズクラブ（2歳児） ・地域世代間仲よし交流会 ・誕生会 ・手話指導 ・身体計測 ・うたあそび 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・卒園式 ・防犯教室（警察署来園） ・クラス懇談会 ・お別れ会（5歳児とのお別れ） ・誕生会 ・手話指導 ・避難訓練 ・身体計測 ・絵画指導 ・のびのびキッズクラブ（2歳児） ・地域世代間仲よし交流会 ・ひなまつり会 ・体育あそび ・クッキング保育 ・防犯訓練 ・うたあそび

平成29年度保育終了